

福岡地区における「魅力」を活かした周遊観光促進事業 仕様書

本仕様書は、「福岡地区における『魅力』を活かした周遊観光促進事業」の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡地区観光協議会(*)と締結するもの。

(*)福岡地区観光協議会の会員は下記のとおり。

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市、福岡観光コンベンションビューロー、大野城市にぎわいづくり協議会、太宰府観光協会、篠栗町観光協会、糸島市観光協会の計 22 団体(17 市町、5 観光協会)であり、「福岡地区」は上記 17 市町に相当。

1 委託名称

福岡地区における「魅力」を活かした周遊観光促進事業

2 目的

都心部に集中する観光客を分散させ、福岡地区内の観光スポットを巡りながら、魅力の発見・再発見をしてもらうことを目的に、観光客の周遊観光を促進するもの。なお、ターゲットは全世代とするが、メインターゲットは福岡を含む九州圏からのファミリー層とするもの。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日(月)まで

4 業務内容

(1)プロモーション

福岡地区内を周遊観光するために、実際の来訪につながるような施策及び誘客を促進する情報発信等を行うこと。本取組みを通じて得られた成果物等を用いて、次年度以降も福岡都市圏の周遊につながるような企画とすること。なお、最も効果的・効率的に訴求できる時期を選定のうえ実施すること。

(2)効果検証

(1)で提案した手法や自由提案に基づく成果指標を示し、その指標に係る効果検証を行うこと。

(3)自由提案

上記(1)に加え、福岡地区内の認知度向上・誘客につながる効果的なプロモーションを予算内で提案すること。

【企画提案必須項目】

- ・周遊観光を促進するための企画コンセプトや具体的な内容を示すこと。
- ・誘客を促進するための具体的な情報発信の内容等を示すこと。
- ・そのほか実施体制やスケジュールなど具体的な内容について示すこと。

5 成果品

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、効果検証などを記載のうえ報告すること。

※電子データについては、協議会各会員にも提出すること。

6 留意事項

(1)業務内容について

- ・この委託契約に係る業務の遂行にあたっては、事務局と十分な協議及び連絡を図ること。
- ・この委託契約に係る画像等の権利関係について必要な手続きは、受託者において対処すること。
- ・この委託契約に係る一切の費用(交通費、撮影許可に要する費用・交渉等)については、すべて事業費内に含むこととする。

(2)成果品の諸権利について

- ・この委託契約に係る成果物は、福岡地区観光協議会に帰属するものとする。
- ・福岡地区観光協議会は、成果品の一部について差し替え、本仕様書に記載の用途にかぎり削除及び追加の必要が生じた場合には、その改編を行うことができるものとする。
- ・福岡地区観光協議会は、成果品を他の広報物に使用できるものとする。

(3)責任について

- ・この委託契約に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- ・この仕様書に記載されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、事務局と受託者が協議の上で決定するものとする。
- ・本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

- ・乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(4)その他

- ・支給したデータの全部または各素材を外部に転載してはならない。
- ・受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、福岡地区観光協議会の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。